

指定管理者制度導入のための指針

平成17年3月

京田辺市

(目次)

第1 指定管理者制度の創設

1 地方自治法の改正理由	2
2 制度の概要	
(1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違	3
(2) 施行期日	3
(3) 指定管理者制度で実施できる業務	3
(4) 基本的条件の設定	4
(5) 指定管理者の指定	4
(6) 指定管理者に対する監督	5

第2 指定管理者制度への対応について

1 京田辺市における公の施設の管理	6
2 制度導入についての基本的考え方	6
(1) 導入対象施設	7
(2) 条例の制定・改正	7
(3) 指定期間	7
(4) 予算措置	7
(5) 使用許可	7
(6) 利用料金制度	7
3 制度導入手続	
(1) 指定管理者の募集	8
(2) 指定管理予定候補者の選定	8
(3) 指定管理者の監督	9
4 検討組織	10
5 導入時期	10

はじめに

平成15年6月に地方自治法第244条の2の一部改正により、公の施設の管理については、これまでの管理委託制度に替わり指定管理者制度が創設され、同年9月から既に施行されているところである。

この新たな制度は、民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上や管理経費の縮減などに効果を発揮するものと期待されている。

しかしながら、指定管理者制度の導入に際しては、本市でも様々な課題が想定されるため、指針をここに定め、円滑な対応を図るものである。

第1 指定管理者制度の創設

1 地方自治法の改正理由

「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を阻む規制・制度等を取り除くことが重要である。

特に、公の施設の管理に関して、これまでの管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたため、民間事業者の維持管理の是非については、以前から議論がなされてきたところである。

今回の法改正による指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、この限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することにより、「多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とするものである。

2 制度の概要

(1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違

公の施設の管理については、これまでも地方公共団体の出資法人等に委託すること（管理委託制度）ができたものであるが、その制度と指定管理者制度との主な相違点については以下のとおりである。

	指定管理者制度	管理委託制度
管理権限・責任等	管理に関する権限を指定管理者に委任。 設置者は、管理権限の行使自体は行わず、必要に応じて指示等を行い、指示に従わないなどの場合には指定の取消し等を行う。	契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 管理権限及び責任は、設置者が引き続き有するものであり、使用許可権限は委託できない。
管理者の範囲	特別の制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定。	地方公共団体の出資法人等に限定され、具体的な管理受託者を条例で規定。

(2) 施行期日

平成15年9月2日。

なお、施行日時点で既に管理委託を実施している既存の公の施設については、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、従来の管理委託制度を引き続き採ることができる。

(3) 指定管理者制度で実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりである。

ア 条例に定めることにより使用許可を行うこと。（使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等はできない。）

イ 利用者からの料金を自らの収入として収受すること。[利用料金制]

ウ 条例に定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。

この場合、あらかじめ条例で定められた基本的枠組み(金額の範囲、算定方法等)に従い当該地方公共団体の承認が必要。また、必要に応じて、地方公共団体は指示を行なうことができる。

（イ、ウは従前の管理委託制度においても可能。）

(4) 基本的条件の設定

指定管理者に施設を管理させる場合において、地方公共団体は設置者の責任により、管理の基準や指定管理者に委ねる業務の範囲を条例で定めなければならない。

ア 管理の基準

住民が公の施設を利用するにあたっての「休館日」、「開館時間」、「使用許可の基準」、「使用制限の要件」、「管理を通じて取得した個人の情報の取扱い」等、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的な条件を条例で定める。ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

イ 業務の範囲

施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(5) 指定管理者の指定

指定の意味及び手続きについては、次のとおりである。

ア 指定について

- ・地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つ（指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる。）ものではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
- ・指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。
- ・指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。
ただし、法人格は必要ではない。

イ 選定の手続き

- ・申請の方法や選定基準等を条例で定める。
- ・指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行なう者を選定する。
選定の基準（例えば以下のようなものを規定する。）
 - ・住民の平等利用が確保されること。
 - ・事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ・事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力、人的能力を有していること。等

ウ 指定に当たっての議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は、「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等である。

指定の期間：管理が適切かつ効率的に行なわれているかをチェックし、見直す

機会を設けるため、期間を定める。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまであり得るが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である。

エ 協定等の締結

権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要である。ただし、管理業務実施にあたっての詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等）については、両者の協議により定め、協定等を締結することで明確にするものである。

(6) 指定管理者に対する監督

普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対し、業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができる。指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。記載事項は、以下のようなものであり、地方公共団体が定める。

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)
- ・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等

イ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等

- ・公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。
- ・施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為(暴行等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。ただし、指定管理者に管理の瑕疵等があれば、市が指定管理者に対して賠償を求めることになる。

第2 指定管理者制度への対応について

1 京田辺市における公の施設の管理

【市の考え方】

本市では、これまでも、限られた財源を有効に活用し、市民の利便に供するため、各種公共公益施設を整備するとともに、その管理運営に当たっては、公共的団体への委託等をはじめ効率化を進めている。今後も地方行財政を取り巻く環境は、非常に厳しくなることが考えられるため、施設の管理運営及び整備は、次により行うものとする。

効果的な施設運営

今後、公共公益施設の管理運営に当たっては、人的、経済的な面での効率的な運営を進める。また、より良いサービスを効果的に市民に提供できるものについては、市の責任と適正な管理・監督の下に、民間委託、非常勤職員の活用、更には、地域住民の協力等民間活力の導入を推進し、本市の実情に適した公共公益施設の管理運営を図る。

計画的な施設整備

既存の公共公益施設については、有効活用や利便性の向上等を検討するとともに、当該施設の利用者の動態、周辺の類似施設の有無、利用実態を的確に把握し、必要に応じて、廃止、縮小、統合する。

新規の施設整備に当たっては、事前に、当該施設の役割、機能、管理運営方法等について多面的に検討し、需要分析を的確に行うとともに、新たな視点にたって、効率的に、効果的な施設整備を行うため、複合化等についても検討する。また、民間の資金、経営のノウハウ及び技術的能力を活用しての施設の整備手法の導入について積極的に検討する。

2 制度導入についての基本的考え方

公の施設の管理については、これまでも管理委託制度を活用して、運営等について柔軟性に富む公共的団体に管理を委託することで、施設の機能を十分いかし、効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

今回の指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとっても、市民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが見込まれるところである。

よって、この制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入によって、市民サービスの向上と管理経費の削減を図ることができる場合については、公の施設について、制度の導入を前提として検討するものとする。

なお、本方針は、本制度が新しい制度であり、他の自治体もその実施について、模索している状況にあり、本市としても制度の定着と充実を図るため、内容を継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うものである。

(1) 導入対象施設

すべての公の施設について、対象とし、制度の導入を検討する。

(2) 条例の制定・改正

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、規則については、市長公室で一括して整備するが、制度の導入に伴い必要となる施設毎の条例、規則等の整備は、当該公の施設を管理する所管で行うものとする。

(3) 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則3～5年間とする。ただし、特別の理由がある場合は、相当期間とする。

(4) 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に係る費用については、原則として単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

(5) 使用許可（使用許可権限のある場合）

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

(6) 利用料金制度

施設については、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的・効率的な管理及び市民サービスの向上が図られると認められる場合は、原則として導入するものとする。

3 制度導入手続

制度導入手続については、当該公の施設を管理する所管で行うものとする。

(1) 指定管理者の募集

ア 条例の内容

指定管理者に係る条例には、以下の項目を盛り込むものとする。

- (ア) 指定の手続
- (イ) 管理の基準
- (ウ) 業務の範囲
- (エ) その他必要な事項

イ 募集の方法

(ア) 募集の方法

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとし、広報きょうたなべ、市ホームページ等を活用することにより広く募集するものとする。なお、特別の理由により公募が適当でないと認められる場合は、この限りではない。

(イ) 募集要項の作成

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき項目について、要項を作成する。

(ウ) 公募期間

公募の期間は、原則1か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(2) 指定管理予定候補者の選定

ア 指定管理予定候補者の選定

(ア) 選定組織

指定管理予定候補者の選定に当たっては、当該公の施設を管理する所管部等において選定組織を設置する。選定等に当たって、専門家の意見を聴く必要がある場合、必要に応じ、職員以外の者を委員に加えることとし、その場合の人選に当たっては、施設の管理に利害関係の無い者を選ぶようにすること。

なお、同組織では提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする。

(イ) 選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定するものとする。

イ 議案の作成

議案には、「公の施設の名称」、「指定管理者の名称」、「指定期間」等の事項を記載する。

ウ 選定の通知

候補者の選定及び議会の議決が終了し、指定管理者の指定を行うに当たっては、速やかにその結果を応募全団体に通知するものとする。

エ 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するものであるから、契約の締結は不要である。

ただし、事業報告書の内容及び提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の帰属、減免の取扱、リスク管理・責任分担、個人情報の保護、情報公開、苦情処理、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消など管理業務実施に当たっての詳細事項については、設置者と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する必要がある。

なお、指定管理者の業務は、議決により定められた指定期間の開始の日から開始されるので、議決日から指定管理者としての業務の開始日の間に当該公の施設の管理に係る準備行為等を行わせる場合は、別途契約を締結することが必要である。

(3) 指定管理者の監督

ア 事業報告書の作成

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

イ 事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については予算編成までに指定管理者と設置者が協議し確定させるものとする。

ウ 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度、事業の評価を行うものとする。

エ 指定管理者の指導

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとする。

オ 指定の取り消し及び停止

指示に従わない場合やその他管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じるものとする。

4 検討組織

個々の公の施設における導入については、その設置目的等が異なることから、施設を管理する所管部等で行う。

指定の手続き等の条例の作成や実施時期等の調整は、市長公室で行う。

5 導入時期

ア 現在、管理委託している施設については、原則として、平成17年9月に設置条例の改正を行い、平成18年4月より、指定管理者制度に移行する。ただし、現在施設管理等の事実行為のみを委託している施設のうち、指定管理者制度の導入によるメリットが見込めないものについては、今後とも、当制度以外の民間活力等の積極的な活用を図るものとする。

イ 新規施設については、指定管理者制度導入の要否を個別検討し、随時導入を図るものとする。

ウ 直営の施設については、行政改革の中で新たな施設管理についての方向性を検討する予定があることから、それらを踏まえて、指定管理者制度導入の検討を進めるものとする。ただし、現時点で制度の導入に、メリットのある施設については、随時導入を図るものとする。